

高知市農業委員会 〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号 TEL:088-823-9484 FAX:088-823-9031
ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/100/>

市長から農業施策等に関する意見書に対する回答を受ける

高知市農業委員会は昨年10月21日、高知市長に対して、農業施策等に関する意見書を出しました。これに対して、本年4月22日に市長から回答がありましたので、主要な要望項目とその回答の一部を紹介いたします。

農地等の利用の最適化の推進に関する要望

「担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望」

「人・農地プラン」の実質化への取組と農地中間管理事業の活用推進

狭隘な農地区画を要因とする非効率的な農業を改善するため、春野仁ノ地区や大津地区では農地中間管理機構関連の基盤整備事業の導入を検討しており、すでに関係者への意向調査や勉強会を開催するなど、着実に推進している。なお、この事業の導入にあたっては、地権者の協力はもとより、認定農業者等への集積率80%以上などが採択要件とされているため、今後も農業委員や農地利用最適化推進委員の協力を得て、事業の推進を図っていく。(その他重点要望項目1件と要望項目1件について回答)

「耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望」
有害鳥獣対策のための予算確保と捕獲体制への支援

本市では現在、第5次「高知市鳥獣被害防止計画」に基づき、対象鳥獣の捕獲や防護柵の設置など、被害防止施策に取り組んでいる。昨年度には「タヌキ」を新たに捕獲報償金の対象鳥獣として追加するとともに、本年度からは、対象7鳥獣のうちサルを除く6鳥獣の捕獲単価の増額を行うこととしている。また、被害防護柵の設置支援事業についても、地域の要望に応じ、一定の予算を確保している。さらに、本市職員で構成する「高知市鳥獣被害対策実施隊」の再構築を行うとともに、8名の民間実施隊員を新たに任命し、

捕獲体制の強化を図ることとしている。鳥獣被害対策に係る予算については、今後も一定規模を確保できるよう取り組んでいく。(その他要望項目1件について回答)

「新規参入の促進に関する要望」

新規就農者等への中古ハウス及び住居の提供を行うための支援拡充

園芸用ハウスなどの経営基盤を持たない新規就農者にとって、新規ハウスの整備はコスト負担などの経営リスクが大きいため、農家の廃業や離農によって地域に存在する中古ハウスを有効活用することが効果的と考えられるため、J.A.県、農業委員会、市で構成する「新規就農者育成協議会」を本年度に立ち上げる予定。市では、中古ハウスの賃借などのマッチングや保全管理等を行うこの協議会に対し、費用の一部を補助し、新規就農者の就農を積極的に支援していく。(その他重点要望項目1件について回答)

高知市の農業発展に関する要望

市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の拡充

令和元年度から導入した生産緑地制度は、これまでの3年間で約8・2haの農地が指定されているが、指定面積が年々減少し、令和3年度の指定は0・3haにとどまっている。これは、新型コロナウイルスの影響により、農業従事者を対象とした総会等が中止され、制度の周知や広報の機会が不足したことも要因の一つと考えられるため、感染状況を注視しながら引き続き周知を図るとともに、関係部署が連携し、生産緑地地区の指定拡大に向けた指定要件の緩和や賃借制度の活用促進について、得られる効果等を整理しながら検討を進めていく。(その他重点要望項目3件と要望項目6件について回答)



国・県への要望

春野地域における新川川流域の治水対策

春野地域の新川川(長浜川)の護岸整備については、管理者である高知県(高知土木事務所)から、「国の補正予算も活用し東諸木地区で整備を進めており、本年度は弘方橋上流300m付近で延長約100mの築堤・護岸工事を実施し、また、根宜谷橋等の改築に向けて設計検討も進めている。今後も、早期の事業完成に向け継続的な予算の確保に努めていく。」との回答を得ている。(その他要望項目6件について回答)

高知市農業委員会では、このたびの回答を一定評価するとともに、移動農業委員会等で出された意見・要望を踏まえ、本年10月に高知市長に対して「令和5年度における農業施策等に関する意見書」を提出する予定です。

回答書(全文)については、高知市のホームページに掲載しています。

詳しくはこちら



農業委員会に女性の力を! ～農業委員会への女性の登用の推進について～

女性は、農林水産業と地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化等の担い手としても大きく期待されています。農業や地域活動に取り組まれている女性の皆さん、地域農政に女性の意見が反映されるよう、農業委員として活躍してみませんか。



①主な業務

- ・毎月2、3回の総会や審査会に出席し、農地転用許可等についての審議や許可の可否などを決めます。
- ・人・農地プランなど、集落や地域の話し合いに積極的に参加し、農地や担い手の情報を提供します。
- ・農地パトロールなどの現地調査を行い、遊休農地の発生防止・解消に取り組みます。
- ・移動農業委員会などで農業者の声を聞き、農業施策に関する意見書を市に提出します。

②新たに募集する農業委員の任期

- ・令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間です。

③今後のスケジュール

- ・令和5年2月頃に情報みどりのまち（本紙）や、高知市ホームページ他で募集の広報を行う予定です。

詳しくは、農業委員会事務局（☎088-823-9484）にお問い合わせください。

農地の適正な管理をお願いします

農業委員会では、毎年6月から10月頃にかけて農地パトロールを実施し、遊休農地の把握と解消に努めています。

農地の所有権や賃借権を持つ方には、農地法に基づき、農地を適正かつ効率的に利用する責任があります。農地が耕作放棄されると、病虫害の発生などの原因となり、周囲の農地を耕作している方や、周辺に居住している方にもご迷惑がかかるおそれがありますので、耕作を行わない農地についても、草刈りなどの保全管理を行っていただきますようお願いいたします。



また、ご自身での農地の管理が難しい場合には、耕作をしてくれる方を早めに探すことで、遊休農地化を防ぐことができます。農地中間管理機構（高知県農業公社）や高知市農地銀行を通じて、農地の売買や賃借の相手方を探すことも可能です。高齢のため農地を耕作することが難しくなっている方、後継者がおらず将来の農地の管理が心配な方などは農業委員会事務局（☎088-823-9484）にご相談ください。

農薬の適正な使用について

農薬を散布するときは、近隣農家や周辺住民とコミュニケーションをとり、無風や風の弱い時など、周辺に影響が少ない天候や時間帯を選んで、農薬が周辺に飛散しないよう注意して防除を行いましょう。





農地を売りたい・貸したいときは農業委員会にご相談ください。

農業委員会では、農地の出し手からの「売りたい」「貸したい」という申し出や、農地の受け手からの「買いたい」「借りたい」という申し出を受け付けています。「農地が荒れてしまう前に誰かに使ってもらいたい」などのご希望がある場合は、農地等あっせん相談員（農地利用最適化推進委員、JA高知市各支所長、JA高知県春野支所信用課）または農業委員会事務局（☎088-823-9484）にご相談ください。

農地情報（令和4年7月現在）

単位：件

地区	売りたい		貸したい		地区	売りたい		貸したい		
	田	畑	田	畑		田	畑	田	畑	
朝倉	1	1		1	春野町	弘岡上	9	4	4	1
旭				2		弘岡中	10	2	9	
鴨田	1	2		1		弘岡下	21	4	7	2
初月		1				西分	4		2	
秦		1		1		芳原	4	2		3
一宮		1				内ノ谷			2	
布師田	10					西諸木	2	1	1	
高須	5	3				東諸木	15	2	2	2
五台山	6	3	2			秋山	15	1	6	1
三里	2	5	2	4		甲殿	7	2	1	2
長浜	5	11	3	5		仁ノ	4	1	7	1
介良	3	1	2	1		西畑	5		2	
大津	14	1	1			森山	11	2	2	
鏡	5	6	4	7		平和		1		
土佐山		1	1	1						

農業者年金に加入しませんか

◎農業者年金には、次の要件を満たす方なら、どなたでも加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満（※1）の方

◎積立方式のため、自分が掛けた金額は年金として生涯もらえます。
仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が同一生計であった遺族に支給されます。

◎保険料はいつでも変更できます。

月々2万円（※2）から6万7千円まで千円単位で自由に変更できます。

◎支払った保険料は全額、社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

◎認定農業者など意欲のある担い手には、一定の要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

※1 国民年金任意加入者の方は、60歳以上65歳未満でも加入できます。

※2 一定の条件を満たす方は、月々1万円から2万円未満の額も選択できます。

家計や経営にもメリットがある年金です。詳しくは、お近くのJAまたは農業委員会事務局（☎088-823-9484）にお問い合わせください。



全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、経営や暮らしに役立つ農業総合専門紙です。

（週刊）月4回金曜日発行 月700円（送料・税込）

購読のお申込みは、農業委員会事務局（☎088-823-9484）まで。



農地賃借料情報提供

令和3年4月から令和4年3月までに公告された農業経営基盤強化促進法の中間管理権を含む賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっています。

高知市農業委員会

地区	田の部							
	賃借料			データ数 (筆数)	賃借料を物納にしている場合			データ数 (筆数)
	平均(円)	最高(円)	最低(円)		平均(kg)	最高(kg)	最低(kg)	
朝倉	10,100	10,100	10,100	1				
鴨田								
旭	27,900	27,900	27,900	2				
潮江								
中央								
初月								
秦								
一宮								
布師田	12,900	15,000	9,300	9	59	75	50	139
高須					64	90	30	54
五台山	11,400	11,900	10,000	15	55	70	30	41
三里					60	60	60	6
長浜								
介良	10,500	15,300	6,600	13	56	97	20	65
大津	8,600	8,600	8,600	1	49	63	28	129
土佐山								
鏡								
春野	9,900	20,000	4,500	26	62	156	30	32

地区	畑の部				施設園芸の部			
	賃借料			データ数 (筆数)	賃借料			データ数 (筆数)
	平均(円)	最高(円)	最低(円)		平均(円)	最高(円)	最低(円)	
朝倉	9,300	9,300	9,300	6				
鴨田								
旭	27,200	30,900	23,500	2				
潮江								
中央								
初月	11,900	13,800	11,200	16	21,000	21,000	21,000	1
秦					59,800	59,800	59,800	2
一宮								
布師田								
高須								
五台山	10,700	10,700	10,700	2				
三里	49,500	49,500	49,500	2	51,400	98,400	21,900	10
長浜	35,500	40,900	30,000	2	60,900	71,700	50,000	2
介良	9,000	9,000	9,000	5	45,000	45,000	45,000	1
大津					114,700	118,100	111,300	2
土佐山	128,300	128,300	128,300	5	32,700	32,700	32,700	3
鏡	11,600	15,400	9,000	5				
春野	45,700	100,000	5,900	39	98,100	263,200	8,500	24

- ※1 現物価格で設定されたものは物納に含まれています。
- ※2 物納はすべて米での支払いとなっています。
- ※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※4 特殊な事例(畑・施設園芸での現物での貸借等)については集計の対象外としています。
- ※5 申請に施設園芸等の記載がない場合は畑として集計をしています。



eMAFF農地ナビは、農地法に基づき、全国の農地情報をインターネット上で公表するサイトです。パソコン・スマートフォン・タブレット等でどなたでも農地の所在、地番をはじめ、地目、面積、所有者の意向などの情報*を閲覧することができます。

*所有者や耕作者等の個人情報は公開されておりません。また、必ずしも最新の情報ではありません。

詳しくはこちら

